生徒指導規程

呉市立両城小学校

第１章 総則

（目的）

第１条　この規程は，本校の教育目標を達成するためのものである。このため，児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点か　ら必要な事項を定めるものである。

第２章　学校生活に関すること

（登下校等）

第２条　安全な登下校をするために，次のことを定める。

（１）登下校は原則として徒歩とし，決められた通学路を通る。

（２）午前８時２０分までに登校する。

（３）下校時刻は，原則低学年午後３時００分，高学年午後３時５０分とする。

（４）防犯ベル又は，笛を携帯する。

（５）欠席・遅刻・早退する場合は，午前８時２０分までに保護者が学校に連絡する。

２　連絡のない遅刻があった場合，保護者に知らせ，改善を促す。

（服装・髪型・持ち物等の詳細については両城小の約束を守る。）

第３条　集中して学習し，安全な学校生活を送るために，次のことを定める。

（１）　学習や運動に適した活動しやすい服装をし，安全で派手でない身なりをする。登校後，左胸に名札を付ける。

（２）学習の妨げにならない髪型とし，髪染め，パーマは禁止する。髪留めやゴムは安全で華美にならない物とする。

（３）学習に必要のないもの，携帯電話の学校への持ち込みを禁止する。

（４）化粧・装飾・装身具の着用を禁止する。

２　携帯電話の持ち込みは原則として禁止とする。やむを得ず持参する場合は，学校の許可を必要とする。また，持参後は職員室に預けることとする。

３　違反があった場合，児童本人に指導または，保護者連絡（家庭訪問）をし，指導を行う。

４　学習に必要のないものを持って来ていた場合は，担任が一時預かり，保護者に返却する。

（器物破損）

第４条　校内で器物を破損した場合は，次のことを指導する。

（１）　破損した場合は，必ず担任または教頭に届け出る。

（２）　原則として破損者が全額弁償とする。

２　器物破損があった場合は，本人に指導するとともに，担任が保護者に連絡する。

（学習・生活）

第５条　確かな学力をつけ，豊かな心をはぐくむために次のことを定める。

（１）授業の始まり・終わりは号令に従って挨拶をする。

（２）発言時は挙手をし，名前を呼ばれたら「はい。」と返事をして発言する。

（３）チャイムの合図やきめられた時刻を守る。

（４）進んで気持ちのよい挨拶や返事をする。

（５）相手を大切にした言葉遣いや呼び方をする。

（６）廊下や階段は右側歩行をする。

第３章　校外での生活に関すること

（帰宅時刻など）

第６条 安全に過ごすために次のことを定める。

（１）３～１０月は午後５時，１１月～２月は午後４時半になったら家に向かう。

（２）校区外に子どもだけで行かない。外出の際は，行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。

（３）知らない人の誘いに乗ったり，ついて行ったりしない。

第７条
（１）交通ルールを守る。
（２）自転車の乗り方のきまりを守る。
（１・２・３年生は，子どもだけで道路で乗らない。４年生は，交通安全教室終了後から道路で乗ることができる。）
（３）校庭で自転車に乗らない。
（遊び）
第８条
（１）危険な場所で遊ばない。
（川，海岸付近，踏切近く，工事現場，道路等）
（２）危険な遊びをしない。
（火遊び，エアガン等危険なものを使った遊び，ローラーブレード，線路上の置き石等）
（３）運動場や路上で，飲食をしない。
（４）運動場で金属バット，木製バット，硬いボールで遊ばない。
（５）空き家や留守の家に出入りしない。
（６）お金の貸し借りやおごったりおごられたりしてはいけない。物の交換をしてはいけない。
第４章 特別な指導に関すること
（問題行動への特別な指導）
第９条　次の問題を起こした児童に対して教育上必要と認められた場合は，特別な指導を行う。但し，発達段階や問題行動の程度，繰り返しの　状況を考慮して指導を行う。
（１）法令・法規に違反する行為
①　飲酒・喫煙
②　暴力・威圧・強要行為
③　建造物・器物破損
④　窃盗・万引き
⑤　性に関すること
⑥　薬物等乱用
⑦　交通違反
⑧　刃物等所持
⑨　家出・深夜徘徊・暴走族への加入
⑩　その他法令・法規に違反する行為
（２）本校の規則等に違反する行為
①喫煙同席・喫煙準備行為
（煙草，ライター等所持）
②　いじめ
③　落書き
④　授業妨害・授業放棄・カンニング等
⑤　登校後の無断外出・無断早退
⑥　指導に従わない等の指導無視及び暴言等
⑦　その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
（特別な指導）
第１０条　特別な指導では，説諭・反省文を書かせる等発達段階に応じた反省指導を行う。
２　特別な指導は，必ず複数の職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
３　特別な指導の際には，指導にあたった職員が時系列で記録をとる。（事実確認５Ｗ１Ｈ）
４　特別な指導は別室（相談室）で行い，その後担任，生徒指導主事等が保護者に来校を依頼し連絡を行う。
①　事実経過と指導方針を伝える。
②　三者（学校・保護者・児童）で指導と改善を約束する。
③　必要に応じて，関係諸機関（教育委員会・福祉部局・警察等）と連携する。
５　指導期間は，おおむね１日から３日とする。ただし，問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。
６　再発防止に向け，その後も児童の様子を十分観察し，保護者と共通理解・連携を図り生活改善への取組を行う。
第５章　雑則
（その他）
第１１条　この規程に定めるもののほか，本校の児童の指導に必要な事項には，校長が別に定める。
附則
平成２４年４月１日より施行，平成２８年４月１日一部改訂。